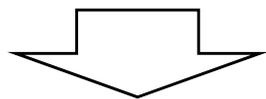


土砂災害が発生した箇所における避難指示等発令基準の暫定運用の考え方について

土砂災害が発生した箇所では以下の点が懸念

- 水路等が土砂により埋没した場合、その後の豪雨時に泥水が避難路に氾濫してしまい、通常より避難行動が困難となる
- 溪床等に不安定土砂が堆積している場合、通常よりも少量の雨で土砂災害が発生

→避難のための時間を十分に確保することが必要



今後の豪雨等に備え、必要に応じて、避難指示の発令基準を「土砂災害警戒情報」から「大雨警報(土砂災害)」に一段階早めた暫定運用を実施する。

【暫定運用のイメージ】

防災気象情報	発令基準	
	通常運用	暫定運用
土砂災害警戒情報	避難指示	避難指示
大雨警報(土砂災害)	高齢者等避難	避難指示
大雨注意報		高齢者等避難

【暫定基準運用終了の考え方について】

埋没した水路等の流路確保、応急対策の完了、土砂災害に関するメッシュ情報において危険度が高まった後に被害が無いこと等を確認後に終了する。